ｂ：総合評定値通知書における自己資本額数値の点数及び利益額の点数による評点（Ｘ２）
ｃ：総合評定値通知書における経営状況評点（Ｙ）
ｄ：総合評定値通知書における元請完成工事高及び技術職員数による評点（Ｚ）
ｅ：総合評定値通知書における労働福祉の状況の点数、建設業の営業年数の点数、防災協定締結の有無の点数、法令遵守の状況の点数、建設業の経理の状況の点数、研究開発の状況の点数、建設機械の保有状況の点数及び国際標準化機構が定めた規格による登録の状況の点数による評点（Ｗ）

⑵　測量・建設コンサルタント等業務の契約についての資格、資格審査事項及び資格の等級の決定方法

①　資格　予定価格の金額に応じ、測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務ごとに、別記２の⑷の①のとおり資格を定める。

②　資格の審査事項　①の資格についての審査は、次に掲げる事項について行う。

一　年間平均実績高
二　経営規模
イ　自己資本額
ロ　有資格者職員数
三　営業経歴　営業年数

③　資格の等級の決定方法　測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務ごとに、上記②の審査事項を要素とする以下に定める計算方式により算出された数値により別記２の⑷の②に対応する等級に格付ける。

計算方式　３ａ＋ｂ＋５ｃ＋ｄ

この計算方式における各記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

ａ：別記３中別表第１の業種別年間平均実績高に対応する付与数値
ｂ：別記３中別表第２の自己資本額数値に対応する付与数値
ｃ：別記３中別表第３の業種別有資格職員数に対応する付与数値
ｄ：別記３中別表第４の営業年数に対応する付与数値

９　その他

⑴　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い建設工事及び測量等の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、競争参加資格が確認されない場合がある。

⑵　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

⑶　子会社の支配人が親会社の支配人を兼務しており、当該支配人が親会社等として申請した場合又は子会社等が親会社と代理契約を締結しており、その代理権に基づいて親会社等として申請した場合にあっては、当該親会社等の申請として取り扱うものとする。

⑷　親会社等として申請する者は、申請の際に当該親会社等との関係を証明する書類を提示しなければならない。

⑸　９⑴の③及び９⑵の③による資格の等級を受けた者は、随意契約の参加資格を有する者となることができる。

別記１　申請書の提出場所　総務本部調達部　調達管理室長　〒305―8560 茨城県つくば市梅園１－１－１　国立研究開発法人産業技術総合研究所　調達部調達管理室　TEL029―861―2030　受付時間９時00分から17時15分

別記２　業種別等級区分及び予定価格の範囲

〔掲載順序　業種の区分　①等級：予定価格の範囲　②数値：等級〕

⑴　土木一式工事、建築一式工事

①　Ａ：１億5,000万円以上
Ｂ：5,000万円以上　１億5,000万円未満
Ｃ：2,000万円以上　5,000万円未満
Ｄ：600万円以上　2,000万円未満
Ｅ：600万円未満

②　1,200以上：Ａ
1,000以上　1,200未満：Ｂ
800以上　1,000未満：Ｃ
600以上　800未満：Ｄ
600未満：Ｅ

⑵　電気工事、管工事、電気通信工事

①　Ａ：６億6,000万円以上
Ａ：１億円以上　６億6,000万円未満
Ａ：1,000万円以上　１億円未満
Ｂ：400万円以上　1,000万円未満
Ｃ：400万円未満

②　950以上：Ａ
700以上　950未満：Ｂ
700未満：Ｃ

⑶　上記⑴、⑵以外の工事

①　Ａ：1,000万円以上
Ｂ：400万円以上　1,000万円未満
Ｃ：400万円未満

②　950以上：Ａ
700以上　950未満：Ｂ
700未満：Ｃ

⑷　測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務

①　Ａ：1,000万円以上
Ｂ：200万円以上　1,000万円未満
Ｃ：200万円未満

②　230以上：Ａ
170以上　230未満：Ｂ
170未満：Ｃ

別記３　付与数値

別表第１（業種別年間平均実績高）
20億円以上：30
10億円以上　20億円未満：25
５億円以上　10億円未満：20
１億円以上　５億円未満：15
１億円未満：10

別表第２（自己資本額数値による付与数値）
10以上：30
５以上　10未満：20
５未満：10

自己資本額の数値は、自己資本額を年間平均実績高で除し、百を乗じて得た数値である。

別表第３（業種別有資格者職員数による付与数値）
110～：30
65～109：25
40～64：20
15～39：15
～14：10

合計数値は、付表の①に掲げる者の数に５を、同表②に掲げる者の数に２をそれぞれ乗じて得た数値の合計した数値